

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県海津市長

## 公表日

令和5年3月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答</li> <li>2.被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書</li> <li>3.保険給付の支給</li> <li>4.一部負担金に係る措置</li> <li>5.一時差止め</li> <li>6.オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等</li> <li>7.公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	WizLIFE国民健康保険、WizLIFE国民健康保険給付、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
WizLIFE国民健康保険、WizLIFE国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号) 第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号) 第2条第13号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3</p> <p>②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>【オンライン資格確認業務】 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>【公的受取口座情報の利用】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療課国保年金係
②所属長の役職名	保険医療課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部保険医療課国保年金係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険医療課国保年金係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和5年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表1項番 30 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。  1.被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2.被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3.保険給付の支給 4.一部負担金に係る措置 5.一時差止め 6.保険料の徴収又は保険料の賦課	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であり、以下を行う。  1.被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2.被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3.保険給付の支給 4.一部負担金に係る措置 5.一時差止め	事後	
平成28年12月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	WizLIFE国民健康保険、WizLIFE国民健康保険給付 統合宛名システム 中間サーバー	WizLIFE国民健康保険、WizLIFE国民健康保険給付、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成28年12月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の42項	番号法第19条第7号  ①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、55条の2  ②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2	事後	
平成28年12月1日	II-1対象人数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成28年12月1日	II-2取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	健康福祉部保険医療課国保年金係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号</p> <p>①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、55条の2</p> <p>②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2</p>	<p>番号法第19条第7号</p> <p>①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2</p> <p>②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2</p>	事後	
平成29年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼保険医療課長 伊藤 裕紀	保険医療課長 古川 和典	事後	
平成30年1月1日	II-1対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II-2取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保険医療課長 古川 和典	保険医療課長 日比 幸紀	事後	
平成31年3月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保険医療課長 日比 幸紀	保険医療課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	II-1対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II-2取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV-1提出する特定個人情報 保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-2特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-8監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和2年10月16日	I-1-②事務の概要	【右記事項を追記】	6.オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年10月16日	I-1-③システムの名称	【右記事項を追記】	、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年10月16日	I-3法令上の根拠	【右記事項を追記】	国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	I-4-②法令上の根拠	【右記事項を追記】	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年10月16日	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年10月16日	II-1対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年10月16日	II-2取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号  ①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3  ②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2  【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号  ①【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3  ②【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条  【オンライン資格確認業務】 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年3月9日	II-1対象人数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-2取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【右記事項を追記】	7.公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務	事前	
令和5年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【右記事項を追記】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号) 第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号) 第2条第13号	事前	
令和5年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【右記事項を追記】	【公的受取口座情報の利用】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	
令和5年3月3日	II-1 対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月3日	II-2 取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	